

収 穫 調 査 委 託 契 約 書 (案)

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (仁別地区外5) (秋田森林管理署)	184.30	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙1 調査 内訳書の とおり

2. 契約期間

自 契 約 日 の 翌 日

至 令 和 9 年 1 月 29 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙2のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 秋田森林管理署長 松浦 安剛（以下「甲」という。）と受託者

（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） （住所） 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
（氏名） 分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長 松浦 安剛

受託者（乙） （住所）
（氏名）

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	仁別	国有林	57い	1.96	1,352	皆伐	100	標準地(簡標)	8月31日期限
2	仁別	国有林	62と	0.25	119	皆伐	100	標準地(簡標)	
3	仁別	国有林	62ち	6.69	2,872	皆伐	100	標準地(簡標)	
4	仁別	国有林	62か	2.48	1,157	皆伐	100	標準地(襲用)	62ち襲用
5	仁別	国有林	64ほ	1.03	433	皆伐	100	標準地(襲用)	62ち襲用
6	仁別	国有林	64と	3.61	512	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	64と1襲用
7	仁別	国有林	64と01	2.60	370	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
8	岱	分収造林	244う	2.05	122	定間(全標)	30	直径毎木	
9	岱	国有林	256へ	0.43	71	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
10	岱	国有林	256と	0.05	7	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	256へ襲用
11	岱	国有林	256ち	3.39	912	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
12	岱	国有林	256る	0.09	12	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	256へ襲用
13	岱	国有林	256ね01	2.70	589	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
14	岱	国有林	256う	1.69	881	皆伐	100	標準地(簡標)	
15	岱	国有林	256の01	2.25	1,437	皆伐	100	標準地(簡標)	
16	岱	分収育林	257い	3.06	1,490	皆伐	100	直径毎木	
17	岱	国有林	257い02	1.30	240	皆伐	100	標準地(簡標)	
18	岱	国有林	257に	1.74	217	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
19	岱	国有林	257ほ	1.17	265	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
20	鶉養	分収育林	273は1	1.00	660	皆伐	100	直径毎木	
21	鶉養	国有林	281い	1.09	192	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
22	鶉養	国有林	281に	6.05	1,325	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
23	鶉養	国有林	281ほ	11.23	2,439	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
24	鶉養	国有林	281へ	0.79	168	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 281ほ襲用
25	鶉養	国有林	281と	1.47	60	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
26	鶉養	国有林	281り	4.06	349	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 281ぬ襲用
27	鶉養	国有林	281ぬ	4.62	420	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
28	鶉養	国有林	281わ	1.46	138	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 281ぬ襲用
29	鶉養	国有林	281け	0.71	381	皆伐	100	標準地(襲用)	281え襲用
30	鶉養	国有林	281え	1.52	856	皆伐	100	標準地(簡標)	
31	鶉養	国有林	284ろ	19.15	1,632	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
32	鶉養	国有林	284は	7.19	538	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284ろ襲用
33	鶉養	国有林	284は01	3.75	289	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284ろ襲用
34	鶉養	国有林	284る03	2.90	757	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
35	鶉養	国有林	284た	10.58	1,751	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284れ襲用
36	鶉養	国有林	284た01	15.17	2,430	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284れ襲用
37	鶉養	国有林	284た02	1.32	294	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284れ襲用
38	鶉養	国有林	284れ	17.14	2,930	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略

調 査 内 訳 書

番号	森林管 理署等	調査場所		予定 面積 (ha)	予定 材積 (m ³)	伐採種	伐採 率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
39	鶺養	国有林	284そ	0.87	167	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	区域標示の一部省略 284れ襲用
40	鶺養	分収造林	287の	3.83	1,625	皆伐	100	標準地(簡標)	
41	角館	分収造林	1160に	1.78	106	定間(全標)	30	直径毎木	
42	角館	国有林	1161ち	1.43	748	皆伐	100	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	8月31日期限
43	角館	国有林	1161り	1.68	860	皆伐	100	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	8月31日期限
44	船岡	分収造林	2007は	1.35	615	皆伐	100	直径毎木	
45	船岡	分収造林	2027い	1.91	737	皆伐	100	直径毎木	
46	大曲	国有林	2075ほ	3.25	1,472	皆伐	100	直径毎木	
47	大曲	国有林	2076ほ	3.85	1,781	皆伐	100	直径毎木	
48	大曲	国有林	2076ほ	3.81	1,762	皆伐	100	直径毎木	
49	大曲	国有林	2076ほ	4.66	2,156	皆伐	100	直径毎木	
50	大曲	国有林	2079は	1.17	548	皆伐	100	直径毎木	
51	大曲	国有林	2079ほ	3.74	1,572	皆伐	100	直径毎木	
52	大曲	国有林	2079へ	1.23	320	皆伐	100	直径毎木	
	合計			184.30	45,136				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。